

各務原市定年退職者等の暫定再任用制度の運用に関する要綱

(令和4年12月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）、各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「改正条例」という。）及び各務原市定年退職者等の暫定再任用に関する規則（令和4年規則第49号）に定めるもののほか、各務原市が暫定再任用（改正条例附則第3条第1項若しくは第2項、附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定による採用をいう。以下同じ。）を行う職員（以下「暫定再任用職員」という。）の任用制度（以下「暫定再任用制度」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(意向調査等)

第2条 定年退職する職員は、翌年度の暫定再任用に関し、暫定再任用意向調査書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 暫定再任用職員で翌年度の任期の更新を希望するもの（次条において「更新希望職員」という。）は、暫定再任用任期更新意向申出書兼同意書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

(選考基準)

第3条 暫定再任用職員の選考及び任期の更新の適否は、意向調査の結果、勤務実績、健康状態、服務規律の遵守状況、就労意欲及び任用する職に必要な職務遂行能力の有無（以下「勤務実績等」という。）に基づき決定するものとする。

2 定年退職する職員で暫定再任用を希望するもの（以下この条において「暫定再任用希望職員」という。）又は更新希望職員の勤務実績等が次の各号のいずれかに該当するときは、暫定再任用又は任期の更新を行わないものとする。

(1) 暫定再任用希望職員の人事評価の全体評語（各務原市職員の人事評価実施規程（平成28年訓令第2号）第2条第1号に規定する全体評語をいう。次号において同じ。）が、直近6回のうち4回以上がC又はDであるとき。

(2) 更新希望職員の直近の人事評価の全体評語が、Dであるとき。

(3) 暫定再任用希望職員又は更新希望職員の過去1年間における健康状態について、病気休暇又は病気休職の期間が6月以上あり、かつ、暫定再任用又は任期の更新後の職務に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(4) 暫定再任用希望職員にあっては直近5年間、更新希望職員にあっては現在の任期中に、停職以上の懲戒処分を受けたことがあるとき。

3 暫定再任用希望職員又は更新希望職員の勤務実績等が前項各号に準ずるものと認められるときは、暫定再任用又は任期の更新を行わないものとすることができる。

(暫定再任用選考委員会)

第4条 勤務実績等に基づく暫定再任用職員の選考又は任期の更新の公正性を確保するため、暫定再任用選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事項について審査する。

(1) 職員の暫定再任用及び暫定再任用の任期の更新に関すること。

(2) 暫定再任用職員の任用形態に関すること。

(3) その他暫定再任用制度について必要と認めること。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、委員長、副委員長及び委員3人をもって組織する。

2 委員長は、副市長とし、会務を総括する。

3 副委員長は、人事担当部長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、部長、次長又は課長の職にある者のうちから、委員会の会議（以下「会議」という。）の都度市長が任命する。この場合において、当該委員は当該会議の終了の都度解任されるものとする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(委員会の報告)

第7条 委員会は、会議の審査の結果を市長に報告しなければならない。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、人事担当課において処理する。

(選考結果等の通知)

第9条 市長は、委員会の審査の結果に基づき、暫定再任用内定者又は任期の更新を行う者（以下「内定者等」という。）を決定し、当該内定者等に対しては暫定再任用内定通知書（様式第3号）により、内定者等とならなかった者に対しては暫定再任

用選考結果通知書（様式第4号）により、それぞれ通知するものとする。

（内定の取消し）

第10条 市長は、内定者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、内定を取り消すことができる。

（1）内定者等として不適当と認められるような行為があったとき。

（2）心身の故障のため職務の遂行に支障がある又はこれに堪えないと認められるとき。

（3）その他暫定再任用することが困難な理由があるとき。

（辞退の手續）

第11条 内定者等は、暫定再任用職員としての任用を辞退する場合は、暫定再任用辞退申出書（様式第5号）を市長に提出するものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、暫定再任用制度の運用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員であって、令和5年度の暫定再任用を希望するものは、第2条第2項に規定する更新希望職員とみなして、この要綱の規定を適用する。

附 則（令和5年3月27日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。